

訪問看護契約書

重要事項説明書及びサービス内容説明書

株式会社 CLG

精神科特化訪問看護ステーション

Cruto ココロ 光の森

訪問看護契約書

契約者 _____ 様（以下、契約者という）と株式会社 CLG が開設する精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ 光の森（以下、事業者という）とは、利用者 _____ 様（以下、利用者という）の訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 事業者は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の各関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又利用者の生活機能の維持・向上を目指すことを目的としたサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 契約期間は下記の通りとします。

医療保険対象利用者 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から1年間とします。

介護保険対象利用者 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から認定有効期間までとします。

- 2 契約期間満了日10日前までに利用者から契約解約の申し出がない場合、本契約と同一内容で自動更新されるものとし、その後も準じ更新されるものとします。又介護保険対象者で契約満了日以前に要介護状態区分の変更申請により認定を受ける場合には、要介護（要支援）認定の有効期間満了日までとします。
- 3 契約者から更新拒絶の意思がなされた場合は、事業者は他業者に情報を提供するなど必要な措置をとります。

（運用規定の概要）

第3条 運用規定の概要（重要事項説明書・サービス内容説明書）は、本契約末尾の記載のとおりです。

（訪問看護計画の作成・変更）

第4条 事業者は指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治医の指示のもと利用者の心身の状況を踏まえ、療養上の目標又は目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成し、利用者又は契約者に対し説明同意を得ます。

- 2 事業者は利用者の状態変化に伴い、訪問看護計画書の内容を変更した場合においても前項と同様利用者又は契約者の同意を得ます。
- 3 適切な訪問看護計画書作成の為に、主治医及び利用者の係わる居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所等と密接な連絡を図ります。

(主治医との関係)

第5条 事業者は、主治医の訪問看護指示書のもとサービス提供を開始できます。

事業者は主治医に訪問看護計画書の報告書を提出し、主治医と密接な連携を図ります。

(利用者の解約権)

第6条 契約者は事業者に対し、いつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合は10日以上予告期間をもって届出るものとします。予告期間満了日に本契約は解除されます。

(利用者の解除権)

第7条 契約者は以下の場合、直ちに本契約を解除できます。

- 1 事業者が正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、契約者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合
- 2 事業者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者が利用者の身体、財産、名誉等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められたとき

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、利用者、利用者の親族、契約者、契約者の親族（以下、「利用者側」という）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為、または暴言暴力、カスタマーハラスメントに該当する行為を繰り返し、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になったときは、10日以上予告期間をもって本契約を解除できます。

- 2 事業者は、利用者側が正当な理由（心身状態不良、病院受診、子供の用事、予定外の急用等）なく2回以上のキャンセルや一方的に事業者の従業員が委縮してしまう言動を行う等、その他事業者の業務に支障が生じてしまう一切の行為をした場合には、10日以上予告期間をもって本契約を解除できます。
- 3 事業所は前項により、本契約を解除する場合は前もって、主治医又は利用者のケアプランを作成した居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、相談支援事業所等、利用者が居住する市町村と協議し必要な措置をとります。

(利用料の滞納)

第9条 契約者が事業者を支払うべき利用料自己負担分を2ヶ月以上滞納した場合は、契約者に対し1ヵ月以上の期間を定めて、その期間内に支払がないときは文章をもって本契約を解除できます。

- 2 催告したときは、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護又は医療保険以外の公的サービスの利用について、利用者にかかわる各関係事業所と協議を行います。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合、本契約は終了します。

- ①利用者が死亡したとき
- ②利用者が第6条、第7条に基づき解約権、解除権の意思表示がなされたとき
- ③事業者が第8条に基づき解除権の意思表示がなされたとき、又は第9条による利用料の滞納があったとき
- ④利用者が介護保険施設や医療保険施設へ入所、入院したとき
- ⑤利用者の要介護状態の区分が自立とされた場合

(損害賠償)

第11条 事業者は利用者に対するサービス提供に当たって事業者の故意または過失により事故が発生し、利用者又は利用者家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、すみやかに利用者に対し損害賠償をします。

- 2 前項の場合、利用者又は利用者家族に重大な過失がある場合は賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第12条 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り利用者に対するサービス提供に当たって知りえた利用者又は契約者又はこれらの家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者はその従業者が退職後も、在職中知りえた利用者又は契約者又はこれらの家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとります。
- 3 事業者は利用者及び契約者の個人情報を用いる場合は、同意書を得ない限りそれらの個人情報を医療機関、薬局、サービス担当者会議等に用いません。

(苦情処理)

第13条 利用者又は契約者は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者前項のとおり苦情の申し立てがあった場合は、迅速・適切に処しサービスの向上・改善に努めます。
- 3 事業者は苦情申し立てを行った利用者、又は契約者に対して不利益な扱いは致しません。

(緊急時の対応)

第14条 従業者はサービス提供中において利用者に病状の急変が生じた場合には、状況に応じて応急手当を行い、すみやかに主治医に連絡し指示を求める等の措置を講じます。又利用者のご家族、契約者、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等に連絡いたします。

(サービス内容等の記録・保存提供)

第15条 事業者は、サービス提供の内容・利用料等の必要事項を所定の書面に記します。

- 2 事業者は、サービス提供に係わる記録を整備し、完結の日から5年間保管します。
- 3 利用者又は契約者は、その利用者の係わる前項の記録について閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

(訪問看護師の担当制について)

第16条 事業者は、利用者の状態を継続的に把握し、主治医、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等関係職種との連携を適切かつ円滑に行うため、又サービス提供の責任者として担当看護師を定めます。

- 2 利用者又は契約者は、事業者に対し担当看護師の変更を申し出て変更することができます。ただし、正当な理由のないむやみな申し出は業務上支障が生じることから対応しかねます。

(利用料及び費用)

第17条 事業者が提供するサービス内容の利用料・その他の費用については別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 事業者は、サービス提供に当たって、別紙重要事項説明書に記載されているサービス内容の利用料の額、その他費用(キャンセル料・衛生材料等)を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に記載されている利用料を月毎に計算した金額を支払います。又その他費用が発生した場合にも同様に支払います。

(訴訟について合意・管轄)

第18条 本契約に起因する紛争に関して訴訟が生じた場合は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項については、介護保険法、児童福祉法、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

(社会情勢及び天災)

第20条

- 1 社会情勢の急激な変化や地震、風水害などの天災により、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2 社会情勢の急激な変化や地震、風水害などの天災により、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ光の森

重要事項説明書及びサービス内容説明書

1、事業者（法人）の概要

事業名	株式会社 CLG
代表者名	代表取締役 那須 正剛
所在地 連絡先	熊本県熊本市東区御領6丁目1番59号 電話 096-234-8136 FAX 096-234-8137

2、事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ 光の森
管理者氏名	江口 恵介
事業所番号	4362690184
所在地（事業所） 連絡先	熊本県菊池郡菊陽町津久礼 2386-3 電話 096-234-8136 FAX 096-234-8137

(2) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	看護師	1名	0名	管理業務及び訪問看護
看護職員	看護師等	5名以上	1名以上	訪問看護業務

(3) 事業の実施地域（地域以外お住まいの方でもご相談下さい。）

通常の実施地域は、熊本市、菊陽町、合志市、大津町、益城町、菊池市とします。但し、通常の実施地域以外でもサービス提供を行う場合があります。

(4) 営業日及び営業時間、サービス提供時間【年末年始（12/31～1/3）は除く】

営業日	営業時間	サービス提供日	サービス提供時間
月～土	8:30～17:30	月～日	8:30～17:30

- ・医師の指示、又は急変等が生じた場合には、訪問看護を行う場合があります。
- ・営業時間外においても24時間いつでも連絡可能な体制をとっております。

5、緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に容態の変化又は事故が発生した場合は、必要に応じて応急手当を行い、主治医の指示に従い速やかに必要な措置を講じます。

6、事業継続計画について

災害や感染症の発生時の業務継続計画を策定しており、緊急時は当該計画に依ります。

7、利用料及び費用

A 介護保険対象利用者

介護支援専門員のケアプランによって訪問時間が設定されます。

基本となる訪問時間は実際のサービス提供ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。

(リハビリテーションに関しては1週間の合計時間が120分以内となります。)

B 医療保険対象利用者

それぞれの保険給付の割合に応じて利用料が変わります。

訪問時間は概ね30分から1時間を基本としています。

※ 利用料及び費用は次ページ参照

※ 基本料金に対してサービスの提供時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

◆エンゼルケア料金・・・自己負担金とし、10,000円徴収させていただきます。

A 介護保険対象利用者

訪問看護費		単位数	利用料金
看護師の場合	訪看Ⅰ2 (30分未満)	471単位	4,710円
	訪看Ⅰ3 (30分以上1時間未満)	823単位	8,230円
	訪看Ⅰ4 (1時間以上1時間30分未満)	1128単位	11,280円
理学療法士又は作業療法士の場合	訪看Ⅰ5 (20分)	294単位	2,940円
	訪看Ⅰ5 (40分)	588単位	5,880円
	訪看Ⅰ5 (1時間)	793単位	7,930円
准看護師の場合	訪看Ⅰ2 (30分未満)	423単位	4,230円
	訪看Ⅰ3 (30分以上1時間未満)	740単位	7,400円
	訪看Ⅰ4 (1時間以上1時間30分未満)	1015単位	10,150円
加算		単位数	利用料金
複数名訪問加算 (Ⅰ) (2人の看護師等)	30分未満の場合	254単位	2,540円
	30分以上の場合	402単位	4,020円
複数名訪問加算 (Ⅱ) (1人の看護師等と1人の看護補助者)	30分未満の場合	201単位	2,010円
	30分以上の場合	317単位	3,170円
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)		1月につき600単位	6,000円
特別管理加算	1月につき500単位		5,000円
	1月につき250単位		2,500円
ターミナルケア加算			2,500円
退院時共同指導加算	1回につき600単位		6,000円
初回加算 (Ⅰ) (退院した日)	1月につき350単位		3,500円
初回加算 (Ⅱ) (退院日の翌日以降)	1月につき300単位		3,000円

B 医療保険対象利用者

訪問看護基本療養費				
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士		週3日目まで	5,550円
	看護師		週4日目以降	6,550円
	理学療法士		週4日目以降	5,550円
	准看護師		週3日目まで	5,050円
週4日目以降			6,050円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ）	同一建物居住者への複数訪問（2名まで）	看護師の場合	週3日目まで	5,550円
			週4日目以降	6,550円
		准看護師の場合	週3日目まで	5,050円
			週4日目以降	6,050円
	理学療法士等の場合			5,550円
	同一建物居住者への複数訪問（3名以上）	看護師の場合	週3日目まで	2,780円
			週4日目以降	3,280円
		准看護師の場合	週3日目まで	2,530円
週4日目以降			3,030円	
理学療法士等の場合		週3日目まで	2,780円	
訪問看護基本療養費の加算				
緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日につき）			2,650円
	月15日目以降（1日につき）			2,000円
複数名訪問看護加算	看護師、理学療法士、作業療法士と2人以下で同行		週1回	4,500円
	看護師、理学療法士、作業療法士と3人以上で同行		週1回	4,000円
	准看護師と2人以下で同行		週1回	3,800円
	准看護師と3人以上で同行		週1回	3,400円
	その他職員と2人以下で同行		週3回	3,000円
	その他職員と3人以上で同行		週3回	2,700円
訪問看護管理療養費				
月の初日の訪問の場合			7,670円	
月の2日目以降の訪問の場合			2,500円	
訪問看護管理療養費の加算				
24時間対応体制加算			6,800円	
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合		5,000円	
	上記以外の場合		2,500円	
訪問看護医療DX情報活用加算			50円	
その他の療養費				
訪問看護ベースアップ評価料			780円	
訪問看護情報提供療養費			1,500円	

精神科訪問看護基本療養費					
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師 作業療法士 の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	
			30分以上	5,550円	
		週4日目以降	30分未満	5,100円	
			30分以上	6,550円	
	准看護師 の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	
			30分以上	5,050円	
週4日目以降		30分未満	4,720円		
		30分以上	6,050円		
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	看護師 作業療法士 の場合	同一建物 同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円
			週3日目まで	30分以上	5,550円
			週4日目以降	30分未満	5,100円
		同一建物 同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円
			週3日目まで	30分以上	2,780円
			週4日目以降	30分未満	2,550円
	准看護師 の場合	同一建物 同一日2人	週3日目まで	30分未満	3,870円
			週3日目まで	30分以上	5,050円
			週4日目以降	30分未満	4,720円
		同一建物 同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	1,940円
			週3日目まで	30分以上	2,530円
			週4日目以降	30分未満	2,360円
週4日目以降	30分以上	3,030円			
精神科訪問看護基本療養費の加算					
特別地域訪問看護加算	基本療養費の50/100				
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで（1日につき）			2,650円	
	月15日目以降（1日につき）			2,000円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師 作業療法士	同一建物2人以下		4,500円	
		同一建物3人以上		4,000円	
	准看護師 の場合	同一建物2人以下		3,800円	
		同一建物3人以上		3,400円	
	看護補助者 の場合	同一建物2人以下		3,000円	
		同一建物3人以上		2,700円	
訪問看護管理療養費					
月の初日の訪問の場合				7,670円	
月の2日目以降の訪問の場合				2,500円	
訪問看護管理療養費の加算					
24時間対応体制加算				6,800円	
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合			5,000円	
	上記以外の場合			2,500円	
訪問看護医療DX情報活用加算				50円	
その他の療養費					
訪問看護ベースアップ評価料				780円	
訪問看護情報提供療養費				1,500円	

7、キャンセル料 ⇒ 但し利用者様の病状急変など、やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は頂きません。

- ・利用日の2日前までに連絡があった場合 ⇒ 無料
- ・利用日の前日までに連絡があった場合 ⇒ 自己負担分の2割
- ・利用日の当日に連絡があった場合 ⇒ 自己負担分の5割
- ・連絡がなかった場合 ⇒ 自己負担分の全額

8、保険給付対象外サービス（その他利用料）

休日及び営業時間外又は延長の訪問については、当事業所で設定した利用料をいただきます。

又、早朝（午前6時～午前8時）は通常の自費利用料に25%の加算となり、深夜（午後10時～午前6時）は50%の加算となります。

1時間以内・・・2,000円

1時間を超えたら30分毎に1,000円加算

9、交通費

通常の事業実施地域以外の地域において、通常の実施地域を越えた所から往復1km当たり30円の交通費を頂きます。又交通機関を使用した場合はその要した実費を頂きます。

10、その他の費用

サービス提供に当たり、必要な居宅の水道、ガス、電気、電話及び利用者が特別に訪問看護師に購入依頼された衛生材料等の費用は利用者様負担となります。

11、利用料等のお支払方法

毎月末締め、翌月26日頃にご指定の金融機関からの口座引落としにより請求させていただきます。尚、お支払い後、領収書を発行させていただきます。

12、理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものです。

個人情報取扱についての同意書

私は、私及び家族、利用者、利用者の家族の個人情報に関して、下記に記載してあるとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

代筆者（自署が困難な場合） 氏名 _____

ご家族代表 氏名 _____

指定訪問看護事業所

精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ光の森 管理者 殿

この書は、個人情報保護法に従い説明し、同意を得るものです。

1. 当訪問看護事業所「Cruto ココロ光の森」は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、利用者様及び契約者様及びこれらのご家族様の個人情報を厳重に保存・管理致します。また、知り得た個人情報に関しては、在職中ならびに退職後も口外しない事を遵守します。
(保存の方法、保存期間等は適用される法律ごとに異なります。)
2. 個人情報とはサービス提供を行うために、利用者様及び契約者及びこれらのご家族様の最低限必要な個人の情報をいいます。
3. 当訪問看護事業所「Cruto ココロ光の森」は、訪問看護の申込みやサービス提供を通じて収集した個人情報は、別に記載した個人情報の利用目的に限り利用させていただきます。
4. ご利用される保険以外の保険証も全て写真を撮らせて頂き、データは印刷後、書面にてカルテに保管させていただきます。その後、写真のデータは全て破棄させていただきます。
5. 氏名、生年月日、年齢、住所、病歴、家族状況等、事業所が訪問看護を行うために最低限必要な利用者や家族、個人に関する事項。
6. 災害発生時に弊社において訪問業務が円滑に遂行できない場合、ペアステーション（代替する事業所）に個人情報を提供する場合があります。
7. 看護学生が訪問の同行をする場合があります。事前に同行の可否を伺い、それに則り訪問業務を行います。

*看護学生の同行訪問の可否 (可 ・ 不可)

【個人情報の利用目的】

- 医療機関、薬局、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、居宅サービス事業所とのケア会議等による照会・調整・連携
- 市町村窓口への相談、届出による情報伝達。
- 国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金等への請求に係る情報提供。

